

I C T 機器を活用した学習についての同意書

1、次の4点について内容を確認後、教育資料表の方にチェックを入れてください。

- 資料②「福津市 ICT 機器を活用した学習に関する留意事項」を確認しました。
- 資料③「ICT 機器を活用した学習について『学校一人1台 P C (Chromebook)の持ち帰りに関する Q & A』」を確認しました。
- 資料④「学校の一人1台 PC (Chromebook)の破損や紛失の対応について」を確認しました。(今年度より、資料はなくなりました)
- 資料⑧「タブレットを家で使うときの約束」を確認しました。

(11日以降に学校で児童がサインするものです。)

学校と家庭をつなぐ ICT 機器の活用に関する留意事項

令和 5 年 7 月 4 日

福津市教育委員会

学校の Chromebook や児童生徒一人ひとりに配付されたアカウントは、「学習用」として貸与・付与されているものです。学校から指示のない使い方（私的な使用を含む）は、決してしないでください。

1、学習における留意事項

ICT 機器を活用した学習を実施する上で、学校で児童生徒に対して、以下のとおり決まりやルールについて指導しています。家庭でも同様に指導してください。

(1) 個人情報の保護について

- ・写真を撮ったり、音声や映像を録音・録画したりする時は、相手の許可（肖像権等）を得てください。
- ・配信された音声や画像については録音録画ならびに SNS 等での再配信はしないでください。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しないでください。

(2) 人権侵害について

- ・インターネット上で相手を傷つけたり、不快感を与えたりするようなことをしないでください。

(3) 著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重するとともに、使用する時には許可を得てください。

(4) 安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルールやマナーについて

- ・インターネットで不適切なサイトの閲覧や他人を誹謗中傷する投稿を行わないでください。
- ※Chromebook については、フィルタリングソフト（デジタルアーツ社 i-FILTER）を適用しています。
- ・学習に関係のないサイトに対する閲覧・利用・写真や動画の配信は行わないでください。
- ・アカウント名やパスワードが外部へ流出することがないよう、適切に管理してください。
- ・不正にアクセスする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為等を行わないでください。
- ・学校の許可なしに、USB メモリなどの外部装置や周辺機器への接続を行わないでください。

(5) 健康面について

- ・健康面に留意するため、使用時間を決め、正しい姿勢で使用し、長時間連続して使用することがないように気を付けてください。

例) 30cm 以上目を離す。30 分に 1 回はタブレットから目を離す。寝る 1 時間前は使用しない等

2、学校の Chromebook の持ち帰りにおける留意事項

(1) インターネットへの接続について

- ・家庭における Chromebook のインターネットへ接続 (Wi-Fi に接続する初期設定等) にあたっては、保護者の方の協力をお願いします。

(2) 学校の Chromebook を家庭へ持ち帰った際の注意事項

- ・児童生徒 (以下、「使用者」という) が持ち帰る Chromebook (充電器を含む) について、適切な保管及び維持管理、使用者への使用管理について責任をもって行ってください。
- ・持ち帰った Chromebook を使用者以外に使用させないでください。
- ・学校が使用者の検索履歴や使用状況等を管理・監督することについて了解してください。
- ・Chromebook に不具合等が生じたり、破損・汚損又は紛失したりした場合には、速やかに学校へ報告してください。
- ・学校の許可なく、端末に対して音声、画像、動画、ソフトウェア、アプリケーション等のダウンロードを行ったり、インストール及びアンインストールしたりしないでください。
- ・使用者に Chromebook へ個人情報等重要データを保存させないでください。
- ・Chromebook を利用する権利を他人に譲渡、売却又は転貸しないでください。
- ・Chromebook の目的外使用により生じた損害については、その全てを負担してください。
- ・Chromebook の使用にあたり、使用者の責に帰すべき理由により、学校又は第三者へ損害が生じた場合には、その損害を賠償してください。
- ・Chromebook は、学校が示す期日までに返却してください。
- ・その他学校から Chromebook の管理にあたり必要な指示があった場合はその指示に従ってください。

(3) 費用負担について

家庭において ICT 機器を活用した学習にかかる通信費 (Wi-Fi 等通信機器の設置及び維持費用を含む)、電気料金 (充電等にかかる費用) 等は、保護者の責任と費用負担で行ってください。

3、持ち帰った Chromebook の破損・汚損、紛失等について

Chromebook を破損・汚損、紛失したことにより、正常な状態で使用継続ならびに返却できない場合は、その事由について、すみやかに学校へ報告してください。

- ・学校を通じて修理の手配を行うため、個人での修理はしないでください。
- ・故意または過失 (不注意含む) による破損・汚損、紛失については、保護者が費用を負担してください。
- ・紛失や盗難の被害に遭った場合は、必ず警察に届け出て、受理証明書を学校へ提出してください。

4、お問い合わせについて

学校から指示があった学習や教材に関する質問は、学校へ問い合わせてください。

ICT機器を活用した学習について

「学校の一人 1 台 P C (Chromebook)の持ち帰りに関する Q & A」

令和 5 年 7 月

福津市教育委員会

Q1 : 学校の一人 1 台 PC(Chromebook)は個人への支給ですか？

A1 : いいえ。Chromebook は、学校備品であり、学習活動のために児童生徒へ貸与しているものです。卒業まで、その学校の Chromebook を使用し、転出時、卒業時に学校へ返却します。

※この Q&A 中の「Chromebook」には、付属品(充電用 AC アダプター等)を含みます。

Q2 : 学校の Chromebook や学校で配布されたアカウントは何にでも使っていいですか？

A2 : いいえ。Chromebook や学校で配布されたアカウントは「学習用」として貸与・付与され、学習を深めるために「公的な使い方」を意識して使い、私的な利用は禁止しています。使用時間や閲覧内容は記録が残り、随時チェックしたり、必要に応じて管理できるようになっています。

Q3 : Chromebook は、必ず全ての家庭で持ち帰って使わなければいけませんか？

A3 : いいえ。ご家庭に学校で付与されたアカウントを利用できる PC、タブレット等の端末（インターネットに繋がっている）がある場合には、必ずしも学校の Chromebook を持ち帰る必要はありません。

なお、ご家庭の PC 等端末を利用する場合には、セキュリティ、OS 及びアプリケーションを含めすべてのソフトウェアを最新に更新にして、子供が安全に利用できる状態にしてご活用ください。

Q4 : 学習端末はインターネット環境が無い家庭でも使用できますか？また、新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A4 : いいえ。福津市が導入している Chromebook は、Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットに接続して使う端末です。すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。

インターネット環境がある家庭については、持ち帰った Chromebook が接続できるよう Wi-Fi 設定方法について別途お知らせしていきます。

インターネット環境の無い家庭や環境の整備が難しい家庭については、福津市教育委員会よりモバイル Wi-Fi ルーター機器を貸与できるよう、現在準備を進めています。準備が整いましたら改めてお知らせします。なお、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与にあたって、通信費は家庭の負担となります。

Q5 : Chromebook の充電は家庭でするのでしょうか？

A5 : いいえ。基本的には学校の充電保管庫（電源キャビネット）で充電します。ただし、臨時休業等の際には、充電器を持ち帰って、バッテリー残量によって随時家庭で充電してください。なお、その際の電気料金についてはご家庭で負担していただきます。

Q6 : 子供がインターネット上の不適切なサイトにアクセスしたり、SNS を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、対策はどうなっていますか？

A6 : 学校の Chromebook には、児童生徒が安心して使えるように不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限するフィルタリングソフト (デジタルアーツ社 i-FILTER) を導入しています。また、学習に不要な機能については使用制限をかけています。

同時に、情報機器を安全に利用しながら生活を便利にしていく力を子供に身に付けさせるための情報モラル・セキュリティ教育を行うことも大切です。「責任を持って使うこと」「自分のこと、周りのことを考え使うこと」を学校でも指導しています。ご家庭でも自分の安全や健康を守り、他者の人権を大切に活用していくお声掛けをお願いします。

なお、違法・不適切な使用をしていないか、児童生徒の ICT 機器を確認したり、インターネット上で児童生徒アカウントの使用履歴や閲覧履歴をチェックしたりすることもあります。あくまでも学習のための Chromebook ですのでご理解ください。

Q7 : Chromebook は旅行に持って行ったり、友達の家に行って行ったりしてもよいですか？

A7 : いいえ。学校の Chromebook は、学習を目的としての使用のみとし、学校と自宅で使うこととします。Chromebook だけでなく、学校で配布されたアカウントに関しても、市街の無料 Wi-Fi サービスにつないで利用すること、インターネットカフェやホテル等の外部施設の端末で利用することは、セキュリティ上、控えてください。

Q8 : Chromebook が破損・汚損した場合はどのように対応すればよいですか？

A8 : 破損・汚損した際には、速やかに学校にお知らせください。いつ、どこで、どのようにして起こったのか、詳細を報告してください。学校と市教育委員会で対応を決めて、修理が必要な場合は、メーカーに修理に出し、交換機の貸与を行います。

Q9 : Chromebook を壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？

A9 : 学校内での学習において通常使用の範囲であれば、修理費用は市教育委員会が負担します。ただし、故意や過失による破損等の場合(学校があらかじめ児童生徒に指導する使い方のルールに違反したことによって起こった事故の場合や学校外で起こった破損や汚損等の場合)は、児童生徒(保護者)の負担になります。

Q10 : Chromebook を紛失した場合、盗難に遭った場合にはどうすればよいですか？

A10 : 紛失・盗難にあった場合は、速やかに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書を取るなどの手続きが必要です。いつ、どこで、どのようにして起こったのか、詳細を報告してください。

なお、紛失・盗難が起こった事由によっては、児童生徒 (保護者) 負担により原状復旧をしていたくこととなります。

Q11 : Chromebook は家族が使用してもよいですか？

A11 : いいえ。Chromebook は、児童生徒が学習のために使用するために貸与されるものであり、児童生徒本人以外は使用できません。

Q12 : Chromebook を家庭でどのように使用するのですか？

A12 : 例えば次のような使い方を想定しています。

- ①Chromebook オンライン会議システム (Google meet) を使い、先生と子供がオンライン上でコミュニケーションをとることです。双方向のやりとりが可能です。
- ②先生が、オンラインで学習課題 (宿題を含む) を配付し、子供がオンラインで回答し、提出するなどです。家庭での予習や復習が、次の日の学習に生かされます。
- ③家庭でデジタルドリル (AI ドリル) に取り組むことです。自分に合った内容やペースで学習を進めることができます。

※臨時休業等の緊急時においても、子供の学びを継続させるためのツールとして活用できます。

Q13 : Chromebook には、どのようなアプリケーションが入っていますか？

A13 : 福津市では、Google work space for Education というアプリを導入しています。

これらのアプリは児童生徒一人一人に応じた学習や、他者と協働して課題を解決するための学習を支えるアプリケーションです。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用できます。

Q14 : Chromebook で YouTube の視聴はできるのでしょうか？

A14 : はい。

なお、学習用として学校から各児童生徒へ配布しているアカウントでは、g メール、チャット機能は使用できないよう制限しています。

長時間連続した使用や学習に関係の無いサイトの閲覧については、使用上の決まりやルールとして禁止することを学校では指導しています。家庭内においても、決まりやルールの徹底について指導、管理していただくようご協力をお願いします。

※この Q&A は、令和 5 年 7 月 4 日時点のものであり、今後も内容を更新していくことがあります。

【1・2 ねんせいよう】

タブレットを家で使うときのやくそく

1、わたしは、家で使うときも学校で配られた『「タブレットパソコン」つかいかたのやくそく』を守ります。

2、わたしは、タブレットを学習以外のことに使いません。

3、わたしは、タブレットを大切に使います。それでもこわしてしまったときには、すぐに保護者や先生に言います。

4、わたしは、タブレットを使う前に保護者に言ってから使います。タブレットを使い終わったら、保護者に使い終わったことを言います。

5、わたしは、保護者と話しあってタブレットを使う時間を決めて、寝る1時間前までには使い終わります。

6、わたしは、学校と自分の家以外の場所でタブレットを使いません。

7、わたしは、タブレットを使うときは正しい姿勢で、画面に目を近づけすぎないように使います。

8、使うときには、とった写真やまとめたアイデアを勝手にインターネットにアップしたりしません。

9、わたしは、先生と決めたこと以外でタブレットを使いません。先生がわたしの使っているようすをインターネットの中でパトロールすることを了解します。

10、タブレットは、カバンや袋に入れて大切に持ち運びます。

令和 7年 月 日

(なまえ)

【3～6年生用】

タブレットを家で使うときの約そく

- 1、わたしは、家で使うときも学校で配られた『「タブレットパソコン」使い方の約そく』を守ります。
- 2、わたしは、タブレットを学習以外のことに使いません。
- 3、わたしは、タブレットを大切に使います。それでもこわしてしまったときには、すぐに保護者や先生に言います。
- 4、わたしは、タブレットを使う前に保護者に言ってから使います。タブレットを使い終わったら、保護者に使い終わったことを言います。
- 5、わたしは、保護者と話し合っってタブレットを使う時間を決めて、寝る1時間前までには使い終わります。
- 6、わたしは、学校と自分の家以外の場所でタブレットを使いません。
- 7、わたしは、タブレットを使うときは正しい姿勢で、画面に目を近づけすぎないようにして使います。
- 8、使うときには、とった写真やまとめたアイデアを勝手にインターネットにアップしたりしません。
- 9、わたしは、先生と決めたこと以外でタブレットを使いません。先生がわたしの使っているようすをインターネットの中でパトロールすることを了解します。
- 10、タブレットは、カバンや袋に入れて大切に持ち運びます。

令和 7年 月 日

(名前)
